

(1) 施策の展開

実現のための施策の方針においては、前章までにおいて検討した基本理念、基本方針及び各系統の配置方針等に基づき、主要施策として展開していきます。また、優先的に主要施策を進め、緑化や緑地の保全に取組むべき地区を「緑化重点エリア」として選定し、エリアに応じた施策を実施します。



## 9. 実現のための施策の方針

### (2) 主要施策



#### 施策1 歴史遺産の緑地の保全

清須市は長い歴史を有するまちであり、市内には弥生時代以降、それぞれの時代の歴史資源が数多く残されています。中でも、戦国武将織田信長が那古野城から入城した清須城、弥生時代の遺跡である貝殻山貝塚、東海道と中山道を結ぶ重要な街道であった美濃街道などは将来に引き継ぐべき歴史遺産です。これらの歴史遺産を、「緑」の観点から、市民が歴史を感じ、歴史に親しむ場としての保全整備が必要です。

##### ● 清洲城一帯の緑の保全、拡充を進めます

清洲城一帯では、清洲城を中心に清洲公園、清洲古城跡公園及び清洲城広場などが整備され、市民の憩いの場、レクリエーションの場として利用されています。これらの施設緑地を保全すると共に、施設緑地に接続する道路や周辺施設の緑化など、緑の拡充を進めます。

##### ● 貝殻山貝塚の公園整備を目指します

貝殻山貝塚は県により貝殻山貝塚公園として整備されていますが、公園用地の一部は未整備となっています。また、整備されたエリアについては利用よりも保全に重点が置かれています。今後は未整備部分について県に整備を働きかけながら、更に歴史を感じ、親しみが持てる遺跡公園を目指します。

##### ● 美濃街道の景観形成に努めます

美濃街道沿道の空地や空家となっている沿道家屋などにポケットパークや植樹スペースとしての利用を検討します。また、沿道家屋などにフラワーポットを設置するなど緑化を進め、市民と協働して、美濃街道の景観形成に努めます。

## 施策2 自然環境の保全

清須市は全体として平坦な地形であり、市街化が進んでいるため、自然環境が残されている場所が少ない状況です。そのような本市にあって、市内を縦貫する五条川、新川、そして市の南部に沿って流れる庄内川の3河川は水や樹林地などに恵まれ、市内でも貴重な自然環境を有しています。

これら3河川の自然環境を緑の観点から保全し、将来にわたって良好に維持していくことが求められます。

### ● 水辺の自然を保全します

これまでの河川整備については、洪水による堤防工事など治水が優先されており、河川の自然環境の保護や河川に親しむ親水という観点はあまり重要視されていませんでした。そのため、護岸のコンクリートブロック化や桜並木の伐採などにより、河川空間の自然環境が失われる傾向にあります。

河川の自然環境にふれ、保全する意識を高めるため、河川敷を活用した体験型の環境学習活動をはじめ、様々な活動に取り組めます。また、河川の利活用を図るため河川管理者と連携し、河川敷の整備を進めます。整備では利用する市民の声を反映し、出来る限り自然を残すような多自然型の河川整備を目指します。

### ● 流域間の交流を促進します

河川は多くの市町を流れ、やがて海に辿り着きます。河川の環境保全は、上流域から下流域に至る流域一帯で考える必要があります。そのためには、流域市町との交流を促進し、河川保全についてそれぞれが理解を深め、共通した認識の中で様々な取り組みを行う必要があります。本市では現在、庄内川上流域である市町との民間交流が行われており、河川の環境保全についての理解を深めています。また、みずとびあ庄内（清須市庄内川水防センター）においても流域市町による催しや活動が展開され、河川環境の保全などに向けた取り組みが行われています。

こうした流域内の交流を更に促進するため、流域内で取り組む活動などを積極的に支援して、将来に向けて河川環境を保全します。

### ● 多様な生物が暮らせる環境づくりを進めます

庄内川、新川及び五条川は、都市部にある清須市の中で、貴重な自然が残り、市民の憩いの場となっています。近年の環境に対する意識向上により、河川の水質改善など河川を取り巻く環境も高まり、水辺には多くの野鳥が見られるようになりました。

野鳥をはじめ、河川敷の生物が暮らしやすい環境づくりを更に進めるため、環境学習、植生回復、植樹及び清掃などの活動を促進し、多様な生物が暮らせる環境づくりを進めます。また、河川敷にある自然や樹林地、農地などをつなげるため、緑の保全、創出の取り組みを進めます。これにより、生物の個々の生息地間がつながり生物の移動が可能となります。開発などによる生息地の減少を防ぐため、生息地間をつなぐ生態系回廊として緑と水の回廊づくりを目指します。

### 施策 3 樹木・樹林地の保護

社寺林や屋敷林など市内に点在する樹林地は個人だけでなく、地域にとっても生物の生息の場や良好な景観を形成する上でも、重要な緑資源となっています。また、民家の庭に植えられている樹木なども樹林地と同様に貴重な緑資源です。

これらの貴重な樹木・樹林地を保護する仕組みや制度を検討し、将来に向けて保存していかなければなりません。

#### ● 樹木・樹林地を指定して保護します

社寺林や屋敷林などを調査し、保護する樹木・樹林地を指定して、銘板の設置やリストを作成して情報発信します。それと共にまちづくりと連携した啓発事業を展開して、身近にある樹木・樹林地について理解を深め、保護する機運を高めます。

#### ● 樹木・樹林地を保護する仕組みづくりを検討します

樹木・樹林地の恩恵は個人のみならず、地域におよぶことを考慮して、地域の財産として地域で守り育てることが大切です。このため、樹木・樹林地の所有者に対する負担を軽減するための支援や自治会やボランティアなど、地域で維持管理する仕組みづくりを検討します。

開発などによる樹木・樹林地の消失を防ぐため、移植する用地を確保して新しい樹林地の創出に努めます。

#### ● 樹木・樹林地に親しむ機会を創出します

市民が樹木・樹林地に関心を持ち、親しむきっかけづくりを進めるため、樹木・樹林地をテーマにした環境学習活動などに取組みます。



【社寺林：稲荷神社(春日三番割)】

## 施策 4 農地の保全

市内の農地は、近年の宅地化により減っている現状です。農地は単に市街地へ作物を供給する生産機能だけではなく、環境保全やレクリエーション、景観、防災面での市民生活への貢献も期待され、何より市民の身近な緑として大切な緑地です。このように多面的な機能を持つ貴重な農地の保全を検討していく必要があります。

農地を保全するため、生産緑地の指定などが実施されていますが、農地が減少する傾向にある中、農地として継承されない要因を把握し、その解決に向けた支援や新たな作物の導入など、地域と一体となった耕地利用率向上の取り組みなどが求められます。

### ● 今ある農地を守ります

市街化区域内で農作物を生産する基盤となる生産緑地を保全すると共に、農業者の要望を把握し、必要な場合には追加指定を検討します。更に、農業従事者の高齢化が進む中、後継者不足などによる農地の減少を抑制していくため、買取りの申出がされた場合、農地として継承されない要因を把握し、その解決に向けた支援を行うと共に、買取りを検討します。

### ● 農地が持つ緑の景観を保全します

市街化調整区域に残された一団の農地は、清須市にとって貴重な緑地であり、広々とした田園風景など、その景観は市街地に安らぎを与える要素となっています。これら農地が持つ緑の景観について市民といっしょに考え、保全に向けて取り組みます。

### ● 農業文化を継承します

市街化調整区域に残された一団の農地の多くは農用地に指定されていますが、生産緑地と同様、農業従事者の高齢化により維持管理の行き届かない農地が増加する傾向にあります。農業経営の法人化や所有者からの申出により市が借り受けて営農継続希望者へ貸付ける制度をはじめ、農業体験の場としての活用を検討します。更に、市民農園を促進するための環境整備を進め、農業に携わる市民を増やし、農業における関心を高めます。

また、地域の特性を考慮して、農業の持つ文化的側面を市民に啓発するなど、農業文化の継承を図ります。

## 施策5 水辺空間の整備

本市にとって庄内川、新川及び五条川の水辺空間は貴重な緑地であり、市民の日常生活における憩いの場として、心にゆとりや潤いを与えてくれます。これら3河川は、地域との関わりも深く、歴史の中で大切な役割を果たしてきました。

水辺空間は本市の大きな資源であり、市民にとって大切な財産です。このため、この水辺空間をこれからも大切に保全すると共に、活気あるまちづくりを進めるため市民協働により、より良い水辺空間のあり方を考え、整備していくことが必要です。

より良い水辺空間にするには、郷土色豊かな親水性の高い環境整備を進めると共に、隣接する緑地や道路との一体的な整備を図り、生物多様性の確保や市民の憩いの場となる河川環境を創出し、景観に優れた空間を目指す必要があります。

また、レクリエーションや憩いの場として多様な市民ニーズに対応しつつ、防災機能も合わせ持つ多角的な整備が求められます。

### ● 自然を活かした庄内川の水辺空間を整備を目指します

庄内川では、庄内緑地、名西橋緑地及び庄内川西枇杷島緑地が都市緑地として都市計画決定されており、庄内川新川緑地が地区公園として都市計画決定されています。この内、整備済の緑地は、都市計画決定面積53.2haの内、20%弱にあたる10.3haとなっています。今後は、未整備となっている部分の整備について、市や河川管理者である国などといっしょに庄内川の利活用を検討している「清須かわまちづくり協議会」にて、整備内容を検討しながら、市民ニーズにあった整備を目指します。

### ● 自然とふれあえる新川の水辺空間を目指します

人工河川で護岸整備された新川は、庄内川や五条川に比べ、緑地が少ない状況です。高度成長期には新川の水質は劣悪な環境となっていました。現在は以前に比べ水質は向上し、水辺では多くの魚や鳥が見られ、河川環境は大きく改善されました。緑地が少ない新川ですが、ボランティアによる緑化活動が行われており、四季折々の花が新川を彩っています。河川環境も良くなり、新川は水と緑に恵まれた豊かな環境を形成しています。

この豊かな環境を更に広げるため、新川の散策路の延伸整備を進め、ボランティアによる緑化活動を支援して、花があふれる水辺空間を創出します。あわせて、水辺に近い散策路を活用して、水辺で暮らす生物の説明看板を設置するなど、自然と気軽にふれあえる水辺空間を目指します。

### ● 自然に配慮した五条川の河川整備を目指します

五条川では、五条川春日緑地が都市計画決定されていますが、整備済は都市計画決定面積0.96haの内、40%弱にあたる0.38haとなっています。また、五条川は国のふるさとの川モデル事業に指定され、平成3年度には五条川ふるさとの川整備計画が策定されました。今後もこの計画に基づき、河川改修により伐採された桜並木の再生、水辺の散策路、自然に配慮した護岸の整備を目指します。

## 施策6 公園緑地の整備

市内には3ヶ所の近隣公園と52ヶ所の街区公園など58ヶ所の都市公園が配置され、市民の生活に安らぎと彩りを与えていますが、公園の多くは土地区画整理事業などにより整備された市街地に偏っており、旧来からの市街地では少ない状況です。このような場所では規模の小さな児童遊園が開設されていますが、地域住民の多様なニーズや幅広い利用に対応することは困難な状況です。一方、既存の市街地で公園用地を新たに確保し整備することも非常に困難を伴います。

そのため、公園緑地については、既設の公園を生活圏のまとめりなどを勘案しながら、休息、軽スポーツ、遊び、一時避難及び自然とのふれあいの場などとして活用できるよう、周囲の道路なども含めて再整備することを優先して検討しなければなりません。また、近隣公園、地区公園は地域の個性をあらわし、地域の顔となる公園ですが、更に防災機能の充実を図る必要があります。その他、市民が気軽に運動や自然とふれあえることのできるような公園の整備が求められています。

### ● 公園緑地を計画的に整備・拡充します

都市公園などの施設として整備すべき緑地の目標水準を、公園緑地の整備・拡充を計画的に図ることで、今後20年間で現在の都市公園整備水準の3.9m<sup>2</sup>/人から8.6m<sup>2</sup>/人まで引き上げます。

整備・拡充にあたっては、今後、土地区画整理事業などで生み出される用地を活用した街区公園の新設、都市計画決定して未供用になっている公園緑地を中心に進めます。また、既存の公園緑地周辺の用地買収や借地を通じて、公園緑地の整備・拡充を検討します。更に、レクリエーションや防災機能の向上など、多様な市民ニーズに対応するため、河川緑地において機能の充実を検討すると共に、総合公園の新設を研究します。

### ● 防災機能を有する身近な公園緑地を整備・充実します

主要な公園内に防災倉庫や防火水槽などの災害対応施設を併設し、災害時の避難地となる機能を高めます。また、一部の公園には豪雨時における雨水の一時的な貯留機能の整備・充実を検討します。

### ● 地域のニーズを反映した公園の再整備を進めます

街区公園や児童遊園は整備された年代が古い施設もあり、市民のニーズにできていない状況もあります。このような状況を解消するために、市民とのワークショップなどを開催し、それぞれの公園に求められる機能を把握した上で、地域のニーズに応える公園の再整備を進めます。殊に、モデル事業として健康増進をはじめ、コミュニティの形成や緑化の推進につながることを期待される公園の芝生化に市民と共に取組みます。また、環境学習や生物多様性の機運を高めるため、公園緑地でのビオトープの整備を検討します。

## 施策7 公園緑地の適正な維持管理

都市公園などの公園緑地について、整備当初の機能を発揮し続けるためには適切な維持管理が必要です。維持管理のあり方は、場所や施設ごとに異なることから、市民の意見を取入れ、また実際に手を借りながら、それぞれの地域にふさわしい維持管理の仕組みを構築していく必要があります。公園内の遊具などの施設については、定期的に検査を実施しており、計画的に補修を行っています。特に、遊具では基準も新しくなり、補修との一体的な中での改善が求められます。

このように、公園緑地の適正な維持管理では、地域の特性やニーズなどに配慮した仕組みづくりや遊具の改善方策について今後検討が必要です。

### ● 地域による公園緑地の維持管理を促進します

本市の新川地区は都市公園の大半を自治会など地域が維持管理を行っています。地域が維持管理を行うことで、地域の実情にあった効果的な維持管理が図れるものと考えられます。期待される効果では、地域の連帯感の高まり、公園に対する愛着がより深まることや地域活動に合わせた維持管理を行うことで公園の利活用が一層進むものと考えられます。

身近な公園の質の向上に向けて、公園緑地の適正な維持管理の仕組みづくりを検討し、地域による公園緑地の維持管理を促進します。

### ● 公園施設の適正な維持管理と計画的な施設の改善を進めます

公園の魅力の一つに公園内に設置した遊具などの公園施設があります。特に遊具は子どもたちの遊び場として必要な施設と言えます。最近では、健康志向の高まりに伴い、健康づくりのための遊具など、様々なニーズの遊具が存在します。こうした遊具などの公園施設は、常日頃からの点検や補修を通じて安全な状態に保つ必要があります。このため、公園施設を少しでも長く安全な状態に保つため、施設の長寿命化計画を策定し、計画に合わせた施設の改善を進めます。

### ● 緑の再利用を推進します

公園緑地や街路樹の維持管理で生じる落ち葉、剪定枝、除草後の草などの大半は、ごみとして焼却処分されていますが、環境意識の高まりや循環型社会に貢献するため、ごみを出さないような工夫が求められます。このため、落ち葉、剪定枝、草などは、焼却処分するのではなく堆肥などへの有効利用を進めていきます。

なお、緑の再利用については公園緑地や街路樹だけではなく、民有地の樹木等の維持管理においても同様の工夫が必要であり、例えば、「緑ごみ収集日」を設定して定期的に収集するなど、有効利用を進める方策を検討します。



【緑のリサイクルイメージ】

## 施策8 公共施設の緑化

市庁舎や学校施設など市内の公共施設は市民生活の拠点であり、まちの景観にも大きな影響を与えています。公共施設を緑化することは市民に安らぎを与えると共に、民間施設の緑化推進の先導役ともなり、本市を緑豊かなまちにするためには欠かせない施策となります。

現在、市内の公共施設での緑化率は施設によりバラツキがあるものの、総じて緑化率は低い状況であり、公共施設の緑化率を上げることは本市の緑化を推進する上でも大きな課題です。

### ● 緑化推進の先導役に励みます

市庁舎などの公共施設は、住宅や企業の事務所・工場などの緑化を促すための模範となるよう、率先して緑化を進める必要があります。

今後公共施設内での花植えを活発化し、花に囲まれた施設づくりを進めます。また、施設の改修・修繕などの機会を捉え、更なる緑地の確保による緑化率の向上を図ると共に太陽光や風力などのクリーンエネルギーの導入やニガウリ、ヘチマなどによる緑のカーテンなどを推進し、地球環境にやさしい施設づくりを目指します

### ● 学校など公共空地の緑化を進めます

学校の校庭・保育園の園庭は広いスペースを有していて、まだ緑化する余地がありますが、単に緑の量を増やすだけの緑化ではなく、教育に緑を役立てる視点での緑化を進めることが必要です。具体的には、校舎周辺のスペースを活用した花壇を設置し、四季折々の花を育てることで花への愛着を高め、また、ピオトープを設置して自然観察の場をつくることで生物多様性の機運を高めていきます。更に、子どもたちの遊び場である公園や園庭などを芝生化して、裸足で遊べる環境づくりなどに取組みます。



【公共施設緑化イメージ】



【本庁舎の緑のカーテン】

## 施策9 駅周辺の緑化の充実

鉄道駅は市の玄関口として、市民が日常から利用する施設であり、また観光客など市外からの来られる方々が利用される施設でもあります。特に市外の方々から見れば、市のイメージを印象づける施設と言っても過言ではありません。このような場所では景観を整備し、利用者の行き帰りに安らぎを感じられる雰囲気をつくることが求められます。

市内には鉄道駅が9ヶ所あり、この内、4ヶ所の駅に駅前広場が整備されており、緑化が施されていますが、その他の駅前には広場がなく、直接道路に面している状況です。それぞれの駅の実情により、整備できる内容は異なりますが、駅前広場、一部の鉄道沿線及びアクセス道路では空地を利用した花壇や植樹などによる景観整備を、公共空地の少ない駅前では周辺家屋での鉢植え緑化など、様々な工夫を凝らして、潤いと安らぎのある駅周辺の緑化に向けて整備することが求められます。

### ● 個性に応じた駅及び駅周辺の緑化を進めます

駅前広場のある鉄道駅及び駅周辺では、駅前広場、一部の鉄道沿線及びアクセス道路の植樹帯など、公共空間での緑化を進めます。駅前広場のない鉄道駅及び駅周辺では、駅周辺住民、商店街などの協力のもと、駅につながる沿道家屋などの玄関先・窓辺での鉢植え植栽や、壁面の緑化や意匠の工夫などによる駅前の環境整備を働きかけます。

駅周辺に存在する公共施設は、率先して緑化に取り組むものとし、あわせて、駅周辺の緑化を誘導するため、緑化指導の強化を図ります。



【JR 枇杷島駅前広場】

### ● 市民参加による維持管理を目指します

鉄道駅は駅周辺の住民や駅前商店街の利用者のほか、観光客などいろいろな方々が集まる場所であり、市の顔となる場所です。このような場所では、駅前広場の植栽や街路樹などの手入れを常に行い、良好な状態に保つことで駅前として印象を高めます。

良好な状態を保つには、こまめな維持管理が求められるため、行政だけで行うことは困難であり、駅周辺の市民の協力のもと、市民との協働で維持管理を行う必要があります。

市民が主体となり、維持管理を行う仕組みづくりを目指し、市の顔にふさわしい駅前の景観形成に努めます。

## 施策10 遊休農地の活用

市内の農地の中には高齢化や職業の転換などにより耕作されなくなった農地、いわゆる遊休農地が見受けられます。これらの遊休農地は、所有者の個人的な維持管理の問題だけでなく、良好な田園風景の中にあって、景観を損なう要因となることが懸念されます。

このような遊休農地を自然体験や環境学習の場として市民が活用し、あわせて緑資源として再生することが必要です。

### ● 遊休農地を活用して農業体験を進めます

遊休農地は、これまで十分な実態把握が出来ていないので、市民協力のもと実態調査を進め、活用できる遊休農地を把握します。その上で地域の実情を考慮し、市民農園などとして活用できる遊休農地は、市が借用するなどして、農業体験できる施設として開放すると共に、農業体験教室など農業に対する知識向上、農業を通じた地域づくりを図る機会を充実します。



【農業体験イメージ】

### ● 遊休農地を活用して景観形成を進めます

遊休農地は適切な管理をすることにより、良好な景観を創出することが期待されます。市民農園などとしての活用が困難な遊休農地については、市民と行政が協働して花畑をつくるなど、良好な景観が形成できるよう工夫します。



【市民農園イメージ】

## 施策 11 水辺の散策路の整備

庄内川、新川及び五条川は、本市の自然環境の骨格を形成するものであり、水辺環境の維持・向上を図るだけでなく、必要に応じ、水とふれあえる親水空間の創出など、河川ならではの魅力や景観などの特性を活かした整備が求められます。

こうした河川ならではの特性を活かすため、生物多様性を考慮した河川緑地内の緑と水の回廊や流域をつなぐ散策路の整備が求められます。あわせて、散策路を活かすため、ウォーキング大会など、集客のための仕掛けづくり、更に、散策路を花いっぱいでおもてなしするなど、散策路の魅力をより高めるために活動するボランティアなどの協力が必要になります。市の貴重な資源であり、魅力でもある散策路を市民協働で維持管理すると共に、市民参加での交流事業を活用し、全市的なまちづくりを進め、元気なまち「清須」を発信します。

### ● 自然環境あふれる庄内川の散策路整備を目指します

庄内川の自然環境や美しい水辺の景観を肌で感じることができる散策路は、庄内川の利活用においてとても重要であり今後、更に整備が求められます。

庄内川の散策路は、みずとびあ庄内を起点に2系統あります。それ以外にも、水辺を通り下流に向かう散策路はあるものの未舗装となっています。今後、みずとびあ庄内から豊公橋に至る水辺側の散策路整備を河川管理者に働きかけていきます。



【庄内川の河川敷】

### ● 水と緑にあふれ、風を感じる新川の散策路整備を目指します

新川の河川敷内には散策路があり、市民の健康増進などの場として利用されています。この散策路は学校の通学路にもなっており、子どもたちにも日常的に利用され、またウォーキング大会など市のイベントでも利用されています。この散策路沿いでは、以前よりボランティアによる緑化活動が行われており、水と緑に恵まれた豊かな環境を形成しています。

これらの環境を更に広げるため、新川の散策路の延伸整備を進めますが、川の風を感じることができ、花で囲まれた散策路の特性を活かし、“水の清らかさ”、“緑の清々しさ”などを運ぶ風の道として整備します。



【新川の散策路】

● 華と歴史の香りただよう五条川の散策路整備を目指します

五条川は、自然と歴史に恵まれ、良好な水辺環境を有しています。殊に、名鉄新清洲駅から清洲城、そしてはるひ夢の森公園にかけての五条川沿いは、ウォーキング大会などで利用されており、この間では、五条川の水辺環境を活かし、市の花である桜や歴史の香りただよう散策路としての整備を積極的に進めます。



【五条川の散策路】

● 散策路の利用を促進する取組みを進めます

散策路での清掃や緑化を推進するため、ボランティアによる活動を支援すると共に、活動の輪を広げます。また、散策路の利用を促進するため、散策路を活用したウォーキング大会などイベントの開催や環境学習活動にも積極的に取組みます。更に、清洲城の周辺施設やみずとびあ庄内と市内主要駅を発着点としたレンタサイクルを検討するなど、散策路をより利用しやすくするための環境を整えます。



【ウォーキング大会風景】

## 施策12 歴史のネットワークの整備

市内には清洲城、貝殻山貝塚、美濃街道などの歴史遺産が多くありますが、現在、これらの歴史遺産はそれぞれが独立して分布している状況です。

市では、「水辺の散策路」のルートを設定し、JR枇杷島駅、清洲城周辺などに案内板を設置して史跡めぐりが出来る工夫をしていますが、今後、この散策路も含めて市民に親しまれる歴史のネットワークを整備していく必要があります。

### ● 歴史遺産をつなぐルートの整備を目指します

市の水辺の散策路として設定されているルートや美濃街道の周辺には、神社仏閣をはじめ多くの歴史遺産が存在します。また、美濃街道から延びる路地（かんしょ）は趣きある雰囲気醸し出しています。これら水辺の散策路や美濃街道から市内の主だった歴史遺産に気軽に立ち寄れるルートを選定し、散策路として整備を進めます。更に、歴史遺産に立ち寄るための環境整備として、レンタサイクルなどを検討します。

### ● 地域ごとに歴史遺産を結ぶルートの整備を目指します

市内には清洲城、貝殻山貝塚、美濃街道などのほかにも新川地区の一里塚跡、長谷院、瑞正寺、清洲地区の日吉神社、総見院、西枇杷島地区の間屋記念館、春日地区の宮重大根発祥之地跡碑など数多くの歴史遺産が市内の各地域に分布しています。これら各地域にある歴史遺産を地域ごとにまとめた歴史散策ルートを選定し、ルート沿道の景観整備や案内標識の設置などを進め、市民が歴史に親しむ環境を整えます。

### ● 美濃街道沿道の緑化を進め、地域間の交流を促進します

美濃街道沿道で空地や空家となっている家屋にポケットパークや植樹スペースとしての利用を検討すると共に、沿道家屋にフラワーポットを設置するなど緑化を進め、市民協働で歴史・文化が香る道づくりを進めます。あわせて、沿道でのイベントの開催やガイドボランティアによる観光ガイドなどを通じて、市内外の交流を促進します。



【ガイドボランティア】

## 施策 13 コミュニティ道路等の整備

幅員が広く市の都市軸となるような幹線道路は、植栽スペースを十分に確保するなど、沿道環境に配慮した植栽が必要です。また、幹線道路は、災害時の広域的な避難路となり、災害を緩衝する役割も果たすことから、緩衝効果をより高めるなど安全面を考慮した道路整備が求められます。

市街地の公園・学校・福祉施設などを結ぶような道路については、快適に歩ける道として、道路の緑と沿道の公共施設及び私有地の緑が一体性をもつような工夫が必要であり、更に、これらのルートは災害時の避難路としても利用されるため、誘導標識を設置するなどの工夫も必要です。

### ● 緑あふれる道づくりを進めます

道路の歩道部、中央分離帯などの緑化は、ヒートアイランド現象の緩和効果や沿道の潤いと季節感のある景観形成に重要な役割を果たしています。そのため、新たに整備を行う道路については、地域の特性に応じた適切な樹種を中心とした緑化を推進すると共に、既存の道路や市の玄関口となる駅前広場では、植栽スペースや道路の一角を利用した緑化修景を推進します。

### ● 人にやさしい道づくりを進めます

住宅地では歩行者が安全・安心に利用できる道路として、コミュニティ道路の整備を進めます。コミュニティ道路では、道路の一角を活用し、地域のランドマークとして目に映える緑となる花壇や地域特性に合わせたシンボル樹木の植栽、ポケットパークの整備など、潤いある歩行者空間の創出に努めます。また、車両のスピード抑制施設の設置、道路に接する住宅の塀を倒壊しにくい生垣にするなどの工夫をして、交通災害の防止、自然災害時の避難路の確保に努めます。



【道路沿道緑化イメージ】

### ● 災害に強い道づくりを進めます

都市計画道路など幹線道路は、多様な樹木の連続植栽により、快適な歩行空間を確保すると共に広域的な避難路としての役割を担うことから、災害時に有効な防火性の高い樹木の植栽帯を設置することで、延焼遮断帯としての機能を有する緑化を推進します。

また、幹線道路から避難所となる市街地の公園・学校・福祉施設などを結ぶような道路については、災害が起きた際に円滑に避難ができるよう誘導標識などを設置し、避難経路としての機能を充実します。

## 施策 14 街路樹の適正な維持管理

街路樹は、歩行者に潤いを与えると共に、良好な景観の形成、大気の浄化、騒音の防止、防風・防災及び緑をつなぐネットワークとしての機能など、私たちの生活において様々な役割を果たしています。

一方で街路樹は、枝が伸びて歩行者の通行を妨げたり、台風など強風による倒木の危険性など、街路樹として制限された生育環境での課題も多くあります。街路樹が果たす役割や機能を十分発揮させるには、日頃からの育成管理と共に適切な維持管理が重要です。

### ● 街路樹の適正な維持管理に取り組めます

街路樹としての役割や機能を保持するため、樹木の育成管理の徹底と適切な維持管理に努めると共に、美しい街路の景観形成を目指し、アダプトなどを活用した街路樹の落ち葉かきや植栽帯の下回り草花の手入れなど、市民と協働して街路樹の維持管理に取り組めます。更に、市民協働による維持管理をきっかけに、地域ぐるみによる緑の維持管理に発展する活動の輪を広げていきます。

### ● 計画的な街路樹の更新を図ります

広葉樹や落葉樹を植栽する場所に依って選択し、季節感を演出するなど質の確保や延焼を抑制する効果が高い樹種の選定など、景観や防災などの視点から将来を見据えた、計画的な街路樹の更新を図ります。



【幹線道路の街路樹】

## 施策 15 緑の学習活動・啓発事業の推進

質の高い緑を保全・育成していくためには、市民・事業者・行政が力を合わせて様々な取組みを進めていくことが必要です。

また、緑を守り、つくり、育て、そして次世代へ継承していくためには、市民一人ひとりの緑化意識を高めて、継続した緑化活動を進めることが重要となります。

緑に関する活動を活性化していくためには、市民への環境学習機会の充実、学校での環境教育、市民やボランティアへの支援の充実などが必要であり、より多くの市民が緑のまちづくりに参加できるきっかけづくりや緑化意識を高めるための継続的な普及啓発活動も必要です。

### ● 緑に関する人材を育成します

緑に関心と理解を持ち、緑のまちづくりに参加する人材を増やすためには、環境学習、体験学習を通じた啓発活動や人材育成を進めていくことが重要です。

このため、公園緑地の維持管理や緑の知識習得に関する講座など、市民ニーズにあった多様な講座を開催して、緑に関する人材を育成します。更に、講座などを通じて知識を習得した市民が講師を務め、市民に知識を伝えるなどして、緑に関する人材育成の輪を広げます。



【緑に関する人材育成活動】

### ● 子どもたちへの緑の環境学習活動を促進します

次代を担う子どもたちのために、生物の生息環境に配慮した緑の創出を積極的に行います。そのため、学校内に多様な生物の生息場所となるビオトープの整備の検討、水生生物などを観察するための水槽の設置など、生物を観察するための環境整備に取り組めます。また、ビオトープ、河川敷、農地などを活用して、子どもたちが水と緑にふれあう学習機会や学校等への出前講座などを実施して、子どもたちへの緑の環境学習活動を充実します。



【緑の環境学習活動】

## 施策 16 市民協働による緑化の推進

本市では、公園や道路、緑地などの公共空間を市民が里親となり、緑化・美化を行う「清須市アダプトプログラム」を平成20年度から導入しています。参加するグループも着実に増え、最近では緑化・清掃活動以外にもグループ間での交流も促進し、お互いが刺激を受け合うことで、活動がますます活発化しています。更に勉強会も開催して、花や緑に関する知識の向上も図っています。

一方、アダプト以外でも市民ボランティアの手により、河川敷などの花壇に四季折々の花が植えられ、適正に維持管理されています。

こうした市民協働による緑化は、まちの美観・景観の向上をはじめ、市民のまちづくり意識の向上、まちのイメージアップなどにつながることから、積極的に支援する必要があります。

### ● アダプトの輪を広げていきます

アダプトは、市民と行政の協働によるまちづくりを進めると共に、地域への関心や愛着、市民交流を促す効果が期待されます。市のアダプト参加グループは着実に増加していますが、更なる制度の発展や定着に向けた取組みを進める必要があります。そのため、市の広報やホームページなどを活用し、アダプトの普及啓発を進め、活動場所への看板設置など様々なかたちで情報を発信します。

また、市の花であるチューリップなどを小中学校、保育園などに配布し、子どもたちの花に対する愛着を高めると共に、市の花を啓発してアダプトの輪を広げます。

### ● アダプト参加者の交流を推進します

市では、市民協働による緑化を推進する柱として、アダプト制度を導入し、市の花の啓発事業や環境美化活動を推進しています。また、2回の合併を行った本市において、アダプトなど市民協働による緑のまちづくりを通じて、市民の融和と地域の一体感を高め、地域の活性化につなげていくことが必要です。そのため、アダプト参加者による交流会、勉強会をはじめアダプトで育てた花や緑のコンクールを行い、アダプトの活動の活性化と機運を高めます。

### ● ボランティアによる緑化活動を推進します

市では河川敷を中心にボランティアによる花の植付けや維持管理が行われています。これらの取組みは、まちの美観、景観などを向上させ、市民の生活に潤いを与えると共に来訪者に対するまちの印象を高めます。一方、自然植生の回復を重視した活動も見られ、生物の多様性など環境保全に寄与しています。

これらボランティアによる緑化活動は、まちに活力を与えるほか、まちの緑を増やすと同時に市民の緑に対するイメージの向上、緑における理解を深めることにもつながるから、活動を一層推進するため支援を図ります。

## 施策 17 植栽活動の推進

まとまった樹林地の少ない清須市では、市街地に少しでも緑を増やしていく工夫や取り組みをしていくことが必要です。同時に市民が緑に触れる機会を増やし、緑に対する関心を高め、質としての緑のイメージの向上が求められます。

これまでもアダプト活動など道路や公園などの公共空間などに草花を植え、緑を増やす取り組みが行われていますが、このような活動を発展させ、草花や樹木を通じて地域への愛着が高まるよう、地域住民が植栽活動にかかわる機会を増やして、素晴らしい緑を次世代に引継ぐことが必要です。

- 植栽活動ができる場の情報提供に努めます  
公共空間のみならず企業敷地なども含め、市民が気軽に花や樹木を植えることができる場の情報提供に努め、緑化を推進するきっかけづくりを進めます。
- 緑のまちづくりに参加する機会を提供します  
市民や企業による植樹イベントなど、緑のまちづくりに参加する機会を提供して、まち全体で緑化を推進する機運を高めます。
- 花や木に接する機会を増やします  
小中学校などに花の苗を配布するなど、子どもたちの花や木に接する機会を増やし、緑に対する意識を高めます。
- 市の花・市の木の普及を促進します  
植樹イベントやアダプトなどの場を活用し、市の花であるチューリップや桜及び市の木である花水木の普及促進に努めます。
- 流域間の交流を進めます  
源流・上流域の自然環境の保全が市内に流れる河川の環境保全につながることから、源流・上流域での市民参加による植樹活動や環境学習活動を積極的に進め、流域間の交流を更に高めます。



【公共空地の緑化】



【緑の植栽活動】

## 施策 18 民間活力を利用した緑化の推進

清須市は工業地区と住宅地区が混在しているため、事業者の事務所や工場における緑化が市の環境保全や景観形成に大きな影響を与えると同時に、本市の緑を特徴付ける要因にもつながります。

事業者の多くは、その敷地規模に応じた緑化義務を有しているため工場や事務所敷地内における緑化に取り組んでおり、そのノウハウを市域の緑化活動に活用することにより、市全体の緑地保全・緑化推進に効果を得ることが期待できます。

また、多くの事業者はCSR（Corporate Social Responsibility 企業の社会的責任）を果たすために社会的課題の解決に貢献できる取組みを模索しており、特に環境への貢献の面から緑地保全・緑化推進への参加が期待できます。

このように、事業者が多く立地する本市では、行政と市民だけではなく、事業者との連携も含めた緑化活動を進めることが必要です。

また、市民の住宅などもその1つひとつが町並みを形成していることを理解し、市民1人ひとりが緑化を進めることで、連続した美しい町並みにつながることを意識する必要があります。市民のまちづくりに対する意識の向上を図り、緑化を進めていく機運を更に高める必要があります。

### ● 事業者の緑化に取り組めます

事業者に対してCSR活動の一環として、市域全体に対する緑化活動への積極的な参加を呼びかけ、事業者と連携、協働した緑化活動として取り組めます。

また、現在も事業者からの樹木や花の寄贈・寄付、「清須市宅地開発等に関する指導要綱」などで緑化が行われています。今後は、緑化に必要な機具や労力を含め、民間活力を活用した維持管理も働きかけます。

### ● 壁面緑化、屋上緑化などを奨励します

事業者に対し、市民の一員であるという認識に立ち、市民の責任として周辺住宅地など居住環境への影響や景観の阻害要素となっている事業所や工場の緑化を奨励します。

駅前商店街ではプランターなどによる緑化を行うと共に、景観機能が大きく、緑のカーテンのように比較的簡易に行える壁面緑化やベランダ、屋上での緑化を奨励し、魅力ある商業空間づくりを推進します。また、住宅密集地など地上部の緑地スペースの確保が難しい地域においても壁面緑化、屋上緑化などを奨励します。更に、環境意識の高まりや循環型社会に貢献するため、敷地内の落ち葉や除草などで発生した草は、堆肥などへの有効利用を奨励します。

### ● 接道緑化を推進します

道路と民有地の接道部は、歩行者の目につきやすく、緑化することで景観や環境が大きく向上します。また、緑が連続することで災害時の避難路の確保と延焼の防止の役割などを果たします。このため、接道緑化を増やすための手法の研究、検討を進めると共に、接道緑化の効果について、理解が深まるよう情報提供や啓発を行います。

## 施策19 緑化指導の推進

地域の特性を活かした緑を創出するためには、公共・公益施設の緑化だけでなく、住宅や事業者の事務所・工場など民間施設の緑化が重要な役割を担っています。このような民間施設の緑化を推進するためには、開発や建替えなどの機会を捉えて、緑地を増やすことが求められます。このため、開発や建替えなどにおいて、適正な緑化指導により、緑化を誘導する必要があります。

良好な環境を保全するため、今後も緑化指導を徹底し、緑化を推進すると共に、建築主などに指導基準を明確にして、緑化の普及に向けて理解、協力を求める必要があります。

### ● 開発などに伴い緑化指導を推進します

市ではこれまで、市の制度である「清須市宅地開発等に関する指導要綱」により開発や建替えなどの機会を捉えて緑化指導を行ってきましたが、今後もこの制度を継続し、緑化の推進に向けて適正な緑化指導を推進します。また、指導基準を広報や市ホームページなどに掲載し、制度についての理解と協力を求めます。

### ● 地区計画などにより土地利用の誘導に努めます

良好な環境や景観を育成又は保全していくためには、ルールなどを定めた誘導策の導入が必要です。清須市は土地区画整理事業により整備された市街地が市街化区域面積の約35%を占めていますが、このような市街地では良好な住環境を維持する手法として「地区計画」が有効です。現在、本市内では5地区に地区計画が指定され、地域の特性に応じた土地利用の誘導を図っています。今後も地区計画の指定などを検討し、適正な土地利用の誘導に努めます。

**施策 20 緑化活動への支援**

地域の環境は地域が考え、守り、育てていくことを基本とし、市民・事業者が主体となった地域での緑の保全・創出活動が必要です。これらの活動を継続的に進めていくには、支援していくための仕組みづくりが求められます。

市内では現在、アダプトによる市民参加での緑化活動が行われており、市民グループにより道路や公園などの公共空間で花の植付けや維持管理が行われています。また、新川や庄内川河川敷では、年間を通してボランティアによる花の植付け、維持管理が行われているなど、多くの市民が様々なかたちで緑化活動に参加しています。これらの活動は、まちの美観・景観などの向上に寄与するほか、コミュニティの推進など、元気な清須のまちづくりを支える活力となります。

本市では、これらの活動を支えるため、花の苗の提供などの支援を行っていますが、活動をより活発に、継続的に進めていくには、支援における仕組みづくりが求められます。

**● 緑化活動の促進に向けた情報提供を充実します**

花壇の手入れなど緑化に興味はあるが取組む環境がないといった市民の潜在的なニーズに corres 応するため、花の苗を植付けて水やりや草取りなどの維持管理を行うスペースの提供など、活動の促進に向けた支援制度について情報を提供します。また、緑化活動について魅力が持てるよう民間ボランティアなどの活動を広く情報発信し、活動のすそ野を拡大していきます。

**● 緑化活動を推進するため、支援を強化します**

市民が主体的に緑化活動や緑の維持管理に参加するためには、アダプトをはじめボランティアによる活動を育成し、活性化していく必要があります。このため、これらの活動において必要な資材をはじめ、人的・技術的支援など、活動における支援を強化します。

**● 国・県などとの連携・協力による緑化活動を支援します**

あいち森と緑づくり事業による補助制度など、財政的支援の活用をはじめ、公共スペースにおける管理者との連携など、国・県などの関係機関との連携・協力を強化し、緑化活動を支援します。

**● 緑化活動に携わる環境を整備します**

永続的に緑のまちづくりを推進するためには、子どもからお年寄りまで広く緑に対する関心を高め、緑化知識を深めながら積極的に緑化活動が展開される土壌を形成することが重要です。このため、学校、公民館などにおいて、緑についての様々な知識や各種緑化技術、環境教育などをテーマにした講習会などを開催し、誰もが緑にふれるきっかけづくりを進めます。あわせて、ボランティア活動に携わる人を育成するための講習会などの開催を通じて、活動を担う人づくりを進めます。

**施策21 緑の情報発信と共有**

現在、緑に関する取組みや制度については、広報、市ホームページ、情報誌などにより情報提供がされています。情報の中には、市民が緑に関し知りたい情報、市が市民に対し伝えたい情報など様々なものがあります。例えば、花や緑の育て方に関すること、緑化活動への参加に関すること、緑のイベントに関することなどがあげられます。

殊に、市民や事業者による緑化活動への参加は、近年高まっていますが、まだ十分とはいえない状況であり、更に工夫を凝らし、継続的に情報提供を行っていく必要があります。また、市民・事業者との協働による緑化を更に推進するため、緑への関心をより高めるような情報提供も必要になります。

**● 緑化活動の輪を広める情報を提供します**

花や緑の育て方など緑の知識やアダプトへの参加をはじめ緑のイベントに関する情報など、これら緑に関する情報が全市民に広がり、伝わることで更なる活動につながるような情報を提供します。

**● 緑への関心をより高める情報を提供します**

市民の緑への関心を高めるため、市民に分かりやすく、ニーズに合った情報を広報、市ホームページ、情報誌、リーフレットなどで提供します。

**● 緑の魅力について情報を提供します**

本市の緑豊かな自然環境を保護・継承していくためには、緑の魅力を広く市民に知ってもらう必要があります。このため、市民グループ、職場、学校などが参加する花壇コンクールや緑の保全のためのイベントの開催など、緑に触れる機会を通じて、緑の魅力について情報を提供します。

### (3) 市民・事業者・行政の役割

緑の基本計画の実現には、市民、事業者、行政がそれぞれの役割に基づき連携しながら、緑の保全、緑化の推進に向けて取り組む必要があります。

#### ○市民の役割

市民は、緑に対する理解を深め、緑の保全や緑化の必要性を自分自身の問題と認識し、緑のまちづくりへの積極的な参加が求められます。それは、身の回りの緑化や環境保全に配慮した緑化活動をはじめ、アダプトへの参加など緑のボランティア活動を通じて、緑の保全活動、緑化活動への参加が大切です。

#### <計画実現化に向けた市民の役割>

- ・敷地内の庭や建物の壁、ベランダ、屋上などの緑化と適正な維持管理に取り組めます。特に敷地周囲の生垣やプランターの設置など、道路沿道部の緑化に主体的に取り組めます。
- ・緑の保全・緑化活動、清掃活動に参加するなど、緑のまちづくりに対する意識の向上を図ります。
- ・緑に関するイベントやアダプトなどのボランティア活動に積極的に参加します。

#### ○事業者の役割

事業者は、敷地内の緑化が市の緑地としての大きな要素になっていることを認識し、敷地内の緑化と適正な維持管理に努めると共に、地域社会の一員として緑の保全活動、緑化活動などへの積極的な参加や支援が大切です。

#### <計画実現化に向けた事業者の役割>

- ・敷地内の庭や建物の壁、ベランダ、屋上などの緑化と適正な維持管理に取り組めます。
- ・地域の歴史、文化などに配慮した景観づくりを推進します。また、敷地内の緑地空間などを市民に開放します。
- ・地域社会の一員として、緑の保全活動、緑化活動、清掃活動、イベントなどを企画、開催又は参加します。

## ○行政の役割

行政は、国や県などとの行政間の連携を図ると共に、市民、事業者などとの協力、連携を図るなど、総合的な観点から緑の保全や緑化の推進に向けた施策に取り組むことが求められます。殊に、公園緑地、道路などの公共施設の整備にあたっては、地域の歴史、文化、などに配慮し、取り組んでいく必要があります。更に、市民や事業者に対して緑に関する情報提供を進めると共に、市民や事業者の緑化活動への支援をするための環境整備をはじめ、緑化活動への市民参加の機会を提供することが大切です。

### <計画実現化に向けた行政の役割>

- ・公園緑地、道路など、公共施設の緑化を推進します。
- ・緑化を推進するための施策に必要な財源を積極的に確保すると共に、国や県など関係機関との調整を図ります。
- ・市民、事業者の緑化意識の向上を図るため、緑化に関する情報提供を積極的に推進します。
- ・市民、事業者の緑化活動を支援するため、活動を支援する仕組みづくりや多様な緑化活動への参加機会を提供します。

